

自転車・バイクなどは、ルールを守って駐車場を利用しましょう

保谷駅南口かえで通り周辺、 放置自転車等の撤去・移送について



自転車等を路上に放置することは、通行の障害になるばかりではなく、交通事故や緊急時の活動の障害となります。

平成18年10月1日より、「西東京市自転車等の放置防止に関する条例第12条第2項」の規定に基づき、保谷駅南口かえで通り周辺に放置された自転車や原動機付自転車は撤去し、保管所に移送しますので、放置しないようお願いします。

公共物等に施錠しているチェーン等は、切断し撤去します。

移送した自転車等を返還する際には、撤去保管料として自転車2千円・原動機付自転車3千円を徴収致しますので、通勤・通学・買物等で自転車やバイクを利用する際は、近隣の自転車駐車場をご利用ください。

返還場所

ひばりが丘北自転車等保管所(ひばりが丘北四丁目7番) ☎042-424-8915

返還日時

土曜日を除く毎日 午後1時から6時 年末年始を除く

返還に必要なもの

- (1) 自転車・原付バイクの鍵 (2) 印鑑 (3) 身分を証明するもの(免許証・学生証等) (4) 撤去・保管料(自転車2千円、原付バイク3千円)
- 保管期間・保管場所 60日間 保管期間が経過したものは処分します。
交通の便、ひばりヶ丘駅北口から徒歩5分 交通計画課(☎内線2473)

自転車・バイクなどは 自転車駐車場に



自転車・バイクなどは手軽な交通手段の1つとして皆さんに利用されています。しかし、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢の方・障害を持つ方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう。

各駅周辺には自転車駐車場があります。(下図 ~ 参照) 自転車駐車場利用の際は、係員の指示に従ってください。また、混雑時は他の利用者の迷惑にならないように、無理な駐車はしないでください。

自転車等放置禁止区域があります

市では、「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。(下図 ~ 参照)

禁止区域内に放置された自転車・原付バイクは撤去し、自転車等保管所に移送します。

撤去移送した自転車・原付バイクを返還する際は、撤去保管料として自転車(2千円) 原付バイク(3千円)を徴収します。

自転車駐車場を ご利用ください



ご存知ですか!
自転車も車の仲間です

自転車で事故を起こすと責任を問われます!

自転車での主な違反

- ・一時停止違反 ・歩行者通行妨害
- ・信号無視 ・二人乗り ・夜間無灯火
- ・酒酔い運転

違反自転車取り締まり強化中です

田無警察署

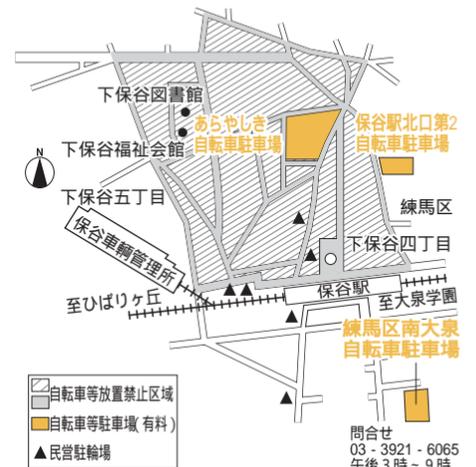
田無駅周辺(図)



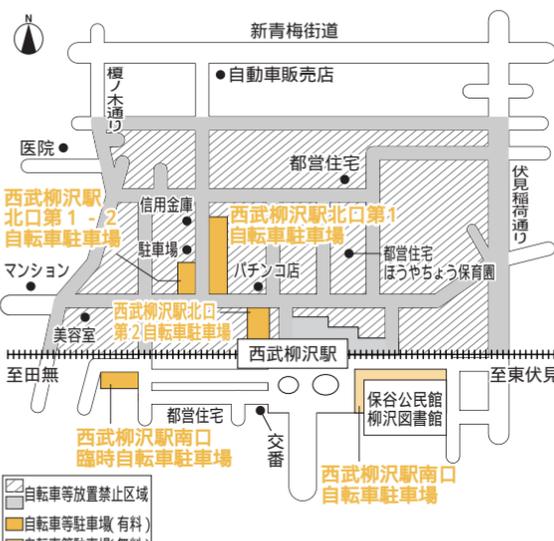
ひばりヶ丘駅周辺(図)



保谷駅周辺(図)



西武柳沢駅周辺(図)



東伏見駅周辺(図)

